

北九州市ホームレス自立支援実施計画

平成16年3月
北九州市

目 次

第1 総論

1 実施計画策定について	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	2
2 本市のホームレスの現状について	2
3 実施計画の基本的な考え方	5
(1) 本市の特徴及び状況並びに施策推進の視点	5
(2) 目標及び取り組みの柱	5
(3) 各施策の取り組み方針等	7
4 推進体制及び役割	8
(1) 北九州市ホームレス対策推進本部	8
(2) 北九州市ホームレス自立支援推進協議会	8
5 北九州市ホームレス自立支援実施計画 体系概要	10

第2 各論

自立支援施策の推進

1 総合的な相談・援助体制の構築	14
2 自立支援センター整備による自立支援事業の実施	17
3 就業機会の確保	20
4 安定した居住場所の確保	22
5 保健及び医療の確保	23
6 生活保護法による保護の実施	25

公共施設の適正な利用の確保

1 公共施設の適正な利用の確保	27
-----------------	----

地域で支え合う施策の充実

1 市民、地域団体、NPO等の民間団体との連携促進	28
2 NPO等の民間団体への情報提供・各種支援	28
3 NPO等の民間団体の能力の積極的な活用	29
4 ホームレスとなるおそれがある者への対応	29
5 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重	30
6 地域の安全確保	31

第3 資料

1 北九州市ホームレス自立支援実施計画（原案）に対する 意見募集結果について	32
---	----

第1 総論

北九州市ホームレス自立支援実施計画

第1 総論

1 実施計画策定について

(1) 計画の目的

本市は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域の理解と協力を得つつ必要な施策を講ずる「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進することで、本市におけるホームレスに関する諸問題の解決を図ることを目的とする。

(2) 計画の位置付け

ア 法律の制定と計画の関係

厳しい経済情勢の下、ホームレスは増加傾向にあり、全国的な社会問題となっている。このような背景から、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年7月31日に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）」が成立、同年8月7日に公布・施行された。

国の責務

法では、施策の目標が明示されるとともに、国の責務として総合的な施策の策定及び実施が規定され、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成15年7月31日、厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「国の基本方針」という。）」が策定された。

地方公共団体の責務

地方公共団体は、地方の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ、必要があると認めるときは国の基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための実施計画を策定しなければならないとされた。（法第9条第2項）

イ 本市の計画

本市の計画は、法第9条第2項に基づき、国の基本方針及び福岡県の実施計画に即した、総合的かつ計画的に施策を推進するために策定する実施計画である。

(3) 計画期間

平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

この実施計画の計画期間満了前に、市内のホームレスの状況等実態を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、計画に定めた施策の評価を行い、次期実施計画策定に反映させる。

計画期間等における法・基本方針等との関係

年	14	15	16	~	19	20	21	~	24		
法律(国)	8.7 公布・施行		検討及び 必要な措置					失効			
基本方針(国)	7.31 策定		←(運営期間5年間)→					見直し			
実施計画(福岡県)			3月 策定		←(計画期間5年間)→					見直し(予定)	
実施計画(北九州市)			3月 策定		←(計画期間5年間)→					見直し(予定)	

2 本市のホームレスの現状について

平成15年1月から2月にかけて実施した「ホームレス実態調査」の結果による本市のホームレスの現状は、次のとおりである。

この調査は法第14条の規定により、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するために行われた全国規模の調査であり、目視による数の調査(概数調査)及び面接による聞き取り調査(生活実態調査)で構成されている。

概数調査結果(目視によるホームレス数の調査)

ホームレスの数

421人(内訳:男349人、女21人、性別不明51人)で前回調査(平成13年8月)の197人から大幅に増加している。

各区別の調査結果は次のとおり。

区 別	人 数 (単位：人)		
	平成13年8月	平成15年1月	増 減
門 司 区	5	21	16
小倉北区	125	282	157
小倉南区	2	13	11
若 松 区	9	8	-1
八幡東区	9	19	10
八幡西区	32	46	14
戸 畑 区	15	32	17
計	197	421	224

定住型・移動型の数

定住型(一定の場所にテント・小屋がけ等固定的な住みかを持っている者が249人(59.1%)、移動型(定住型以外の者)が172人(40.9%)

場所別の数

道路(34.7%)、公園(29.0%)、河川(9.5%)、
駅舎(3.8%)、その他(23.0%)

生活実態調査結果(128人への面接による聞き取り調査)

生活実態調査の結果概要として、本市のホームレスの特徴は次のとおりである。
なお、比率については、有効回答数を母数としている。

性別及び年齢

男性が94.5%(全国95.2%)、女性が5.5%(全国4.8%)、
年齢は、「45歳～59歳」が50.0%(全国55.3%)を占め、平均
年齢は55.9歳(全国55.9歳)

現在の路上生活の期間

「1年未満」が43.3%(全国30.8%)、「1年～3年未満」が
33.1%(全国25.6%)で「3年未満」の者の合計は76.4%(全
国56.4%)

路上生活までのいきさつ

・路上生活直前の職業

「建設関係」の仕事が50.0%（全国55.2%）

その時の雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が54.8%（全国39.8%）、「日雇」が23.4%（全国36.1%）

・路上生活に至った理由（複数回答）

「倒産・失業」が35.7%（全国32.9%）、「仕事が減った」が26.2%（全国35.6%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が24.6%（全国18.8%）

・路上生活直前の居住形態

「民間賃貸住宅（アパート・マンション）」が39.1%（全国37.5%）

「勤め先の社宅や寮」が29.7%（全国13.8%）

健康状態

身体の不調を訴えている者が59.4%（全国48.4%）で、このうち67.1%（全国68.4%）は治療等を受けていない。

自立について

・今後の望む生活

「仕事をして自立したい」とする者の合計が77.3%（全国65.0%）で、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者は3.1%（全国13.1%）

・施設利用の希望

「自立支援センターの利用」を希望する者90.6%（全国38.9%）

出身地について

「北九州市内出身者」が40.2%、「市内を除く県内出身者」が14.2%であり、合計で54.4%の者が福岡県内出身者。

3 実施計画の基本的な考え方

本計画は、ホームレス実態調査の結果等に基づいた、本市の現状を踏まえ、ホームレス問題を解決するために計画の具体的な目標を定め、その実現に向けてホームレスの自立支援等の施策を推進するものである。

(1) 本市の特徴及び状況並びに施策推進の視点

ア 本市のホームレスの特徴

自立意欲のあるホームレスが多いこと。
(調査において、「仕事をして自立したい」と回答したものが77.3%(全国65.0%)であること。)

イ 地域の状況

ホームレス数が近年急増し、都心部を中心に公園・河川等の公共施設の適正な利用が妨げられるケースが発生し、地域社会とのあつれきが生じており、ホームレス問題の解決は緊急の課題であること。

ウ 施策推進の視点

ホームレス問題の解決は行政だけで対応するのではなく、地域社会全体で取り組む課題であるとの認識のもと、市民・地域団体・NPO等の民間団体の理解と協力、参加を得て施策を推進する。

(2) 目標及び取り組みの柱

(1)を踏まえ、実施計画の「目標」を明確にするとともに、その目標を実現するための「取り組みの柱」を定めるものとする。

【目 標】

ホームレスの自立を地域と連携して支援する。

ホームレス問題を解決し、公共施設の適正な利用を確保する。

【取り組みの柱】

国の基本方針では、就業の機会・安定した居住場所・保健及び医療の確保などホームレスに関する課題として12の取り組み方針が示されている。

本市では、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援することを基本としつつ、これらの取り組み方針に基づき、本市のホームレスの現状や施策推進の視点、取り組み可能な施策等を総合的に勘案したうえで3つの「取り組みの柱」として再編成し、これらの施策の連携を図り、目標を達成しようとするものである。

自立支援施策の推進

就労による自立を支援する施設「自立支援センター」の設置を中心とした、個々のホームレスの自立支援施策を推進する。

ホームレスから多様な相談を受ける巡回相談指導事業を実施するとともに自立支援センターを設置し、ホームレスの就労による自立を支援するための施策を推進する。

この取り組みは、ホームレスの多様な相談に応じ、そのニーズに対応できる体制を構築するとともに、就業可能なホームレスについては、ホームレス自らの意思による自立を基本として個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ就業機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることを中心とする。特に、公共職業安定所及びNPO等の民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施等の支援を行うものである。

その他、効果的な自立支援を行うために、安定した居住場所の確保、保健及び医療の確保等の事業に取り組む。また、女性のホームレスに対しては、性差を配慮したきめ細かな自立支援を行う。

公共施設の適正な利用の確保

自立支援の施策との連携を図りつつ、ホームレスの人権に配慮し、公園等公共施設の適正な利用の確保を図る。

公園その他公共施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、関係機関等と連絡調整し、ホームレスの自立支援施策との連携を図りつつ、人権に配慮し、必要な措置を講ずることにより地域における生活環境の改善を図る。

地域で支え合う施策の充実

ホームレスの自立を地域全体で支え合い、市民・地域団体・NPO等の民間団体との連携のもと進める施策の充実を図る。

ホームレスの自立を地域全体で支え合う施策を、市民、地域団体及びNPO等の民間団体との連携のもと充実する。特に、ホームレスの自立を支援するうえでは、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な存在である民間団体との連携・協力が不可欠であり、その自立支援ノウハウを最大限活用する。

また、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に努めるため、ホームレス問題の理解促進と人権を尊重する意識の普及高揚を図る。

その他、地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図る。

(3) 各施策の取り組み方針等

3つの取り組みの柱には重点項目を設け、具体的な施策を定め、5年間の計画期間において関係機関が連携を図りながら各施策が早期に実施できるよう取り組むこととする。

また、ホームレス自身も自立支援の施策を活用すること等により、自らの自立に努めることが必要である。

4 推進体制及び役割

(1) 北九州市ホームレス対策推進本部

(平成15年7月17日設置。助役を本部長とし、関係局区長で構成)

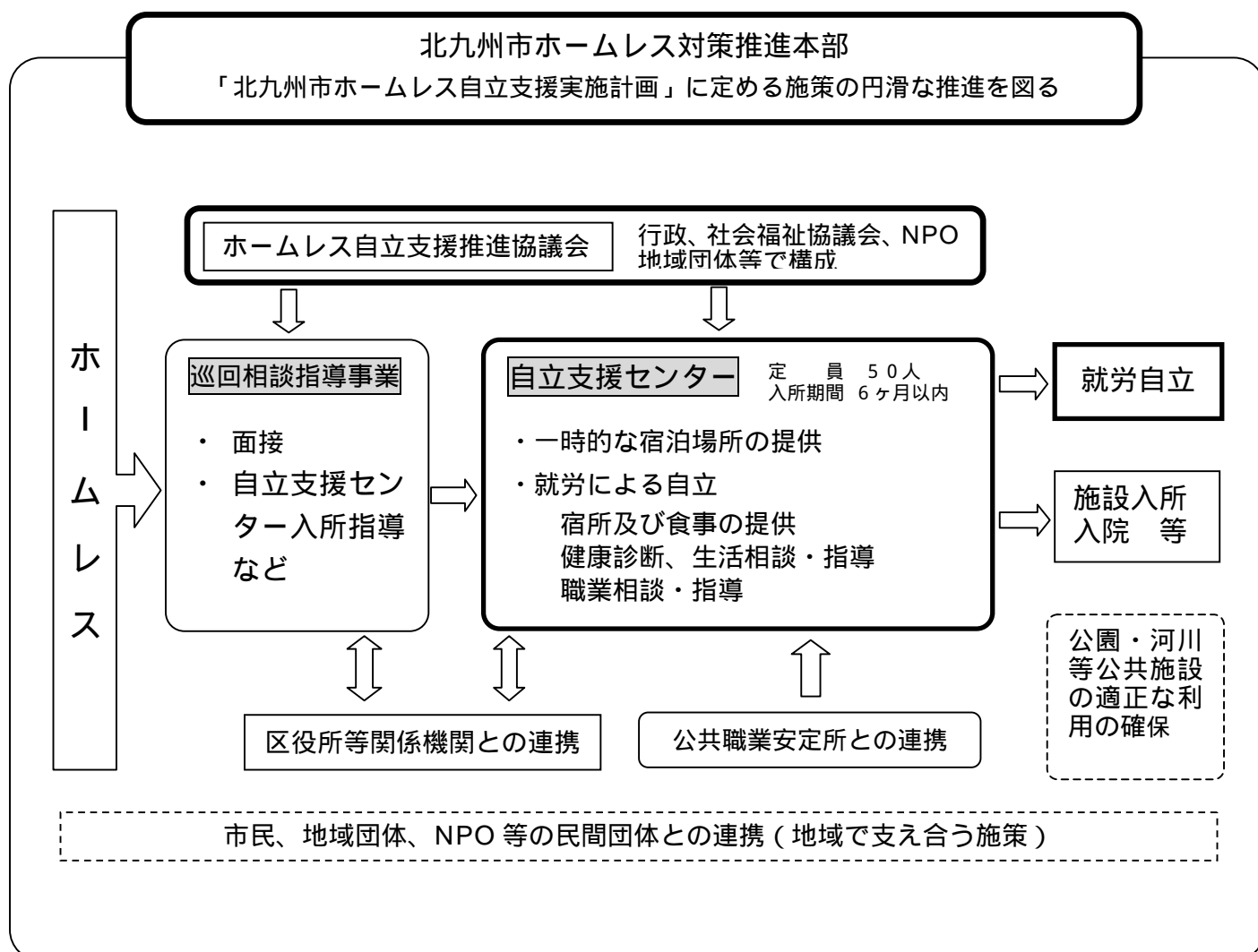
「北九州市ホームレス自立支援実施計画」に定める施策の円滑な推進を図る。

(2) 北九州市ホームレス自立支援推進協議会

(行政、社会福祉協議会、NPO、地域団体等で構成)

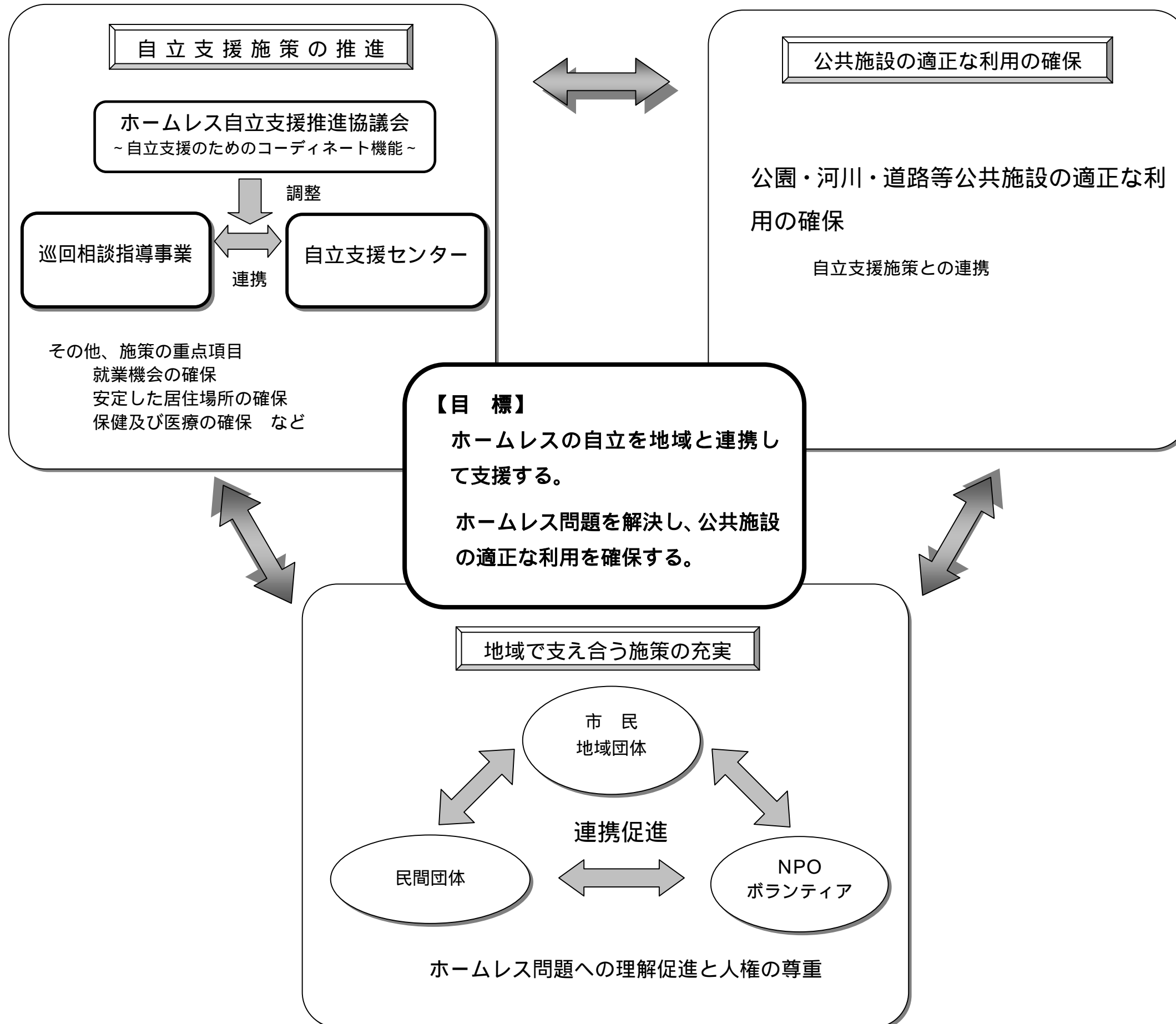
ホームレスの実情や個々の問題を把握し、ホームレス問題に関する協議・調整、自立支援センター等と連携した自立支援事業を推進する。

<北九州市のホームレス対策推進体制の概要>



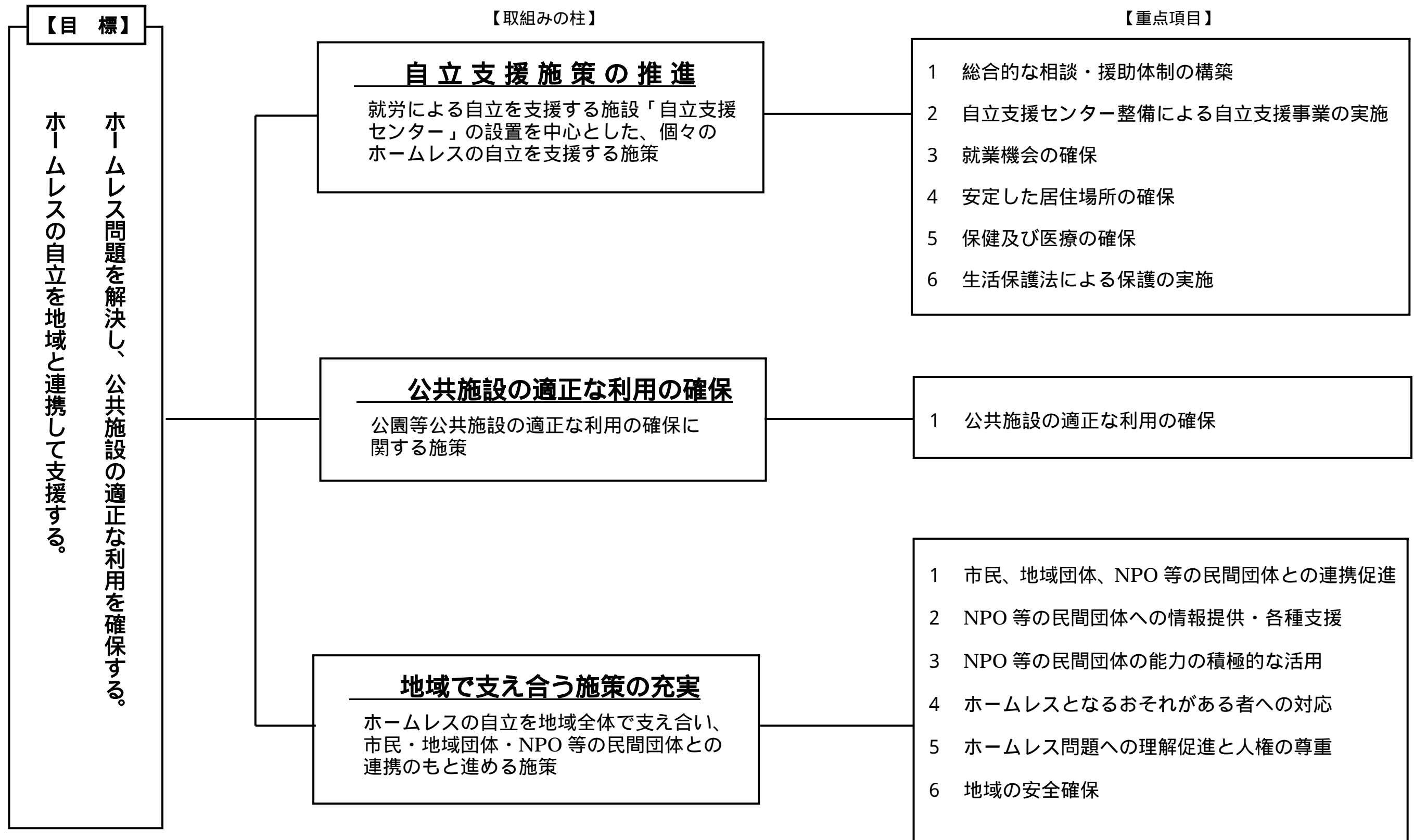
北九州市ホームレス自立支援実施計画 概念図

(計画期間 平成16年度～平成20年度)



5 北九州市ホームレス自立支援実施計画 体系概要

(計画期間 平成16年度～平成20年度)



第 2 各 論

【取り組みの柱】

【重点項目】

【施策の内容】

自立支援施策の推進

1 総合的な相談・援助体制の構築

(1) 推進体制の整備と巡回相談の実施

- ・ホームレス自立支援推進協議会の設置
- ・巡回相談指導事業の実施

(2) 巡回相談指導事業と関係機関等との連携促進

- ・地域住民等の協力を得た巡回相談指導事業の実施
- ・相談記録の整備と情報の提供
- ・関係機関の連携強化
- ・女性ホームレスへの対応

(3) 社会生活への復帰意欲の喚起

- ・巡回相談指導事業等を活用した社会生活への復帰意欲の喚起

2 自立支援センター整備による自立支援事業の実施

(1) 自立に向けた基礎的支援の実施

- ・宿所及び食事の提供等日常生活上必要なサービスの提供
- ・健康診断等必要な医療の確保

(2) 個々の状況に応じた自立支援の実施

- ・自立支援プログラムの策定
- ・自立に向けてのきめ細かな支援の実施

(3) 職業相談等就労支援の実施

- ・自立支援プログラムに基づく就労支援の実施
- ・公共職業安定所との連携
自立支援センター自立支援事業職業相談員の派遣
国のホームレス試行雇用事業の活用
国の技能講習事業の活用
- ・求人開拓や職業訓練の実施

(4) 自立阻害要因を取り除くための支援等の実施

- ・住民登録等諸手続きの支援
- ・住宅情報の提供
- ・保証人確保に関する方策の検討
- ・自立に向けた生活用品の確保

(5) 退所者に対するアフターケアの実施

- ・自立支援センター等の相談機能を活用した支援の実施

3 就業機会の確保

(1) 個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓

- ・公共職業安定所との連携促進
国のホームレス試行雇用事業の活用〔再掲〕
国の技能講習事業の活用〔再掲〕
- ・求人情報等の提供による就労支援の実施

(2) 事業者等に対する啓発活動

- ・企業向け人権啓発冊子の活用

(つづく)

(つづき)

自立支援施策の推進

4 安定した居住場所の確保

(1) 安定した住居への入居支援の充実

- ・市営住宅における入居者資格等の検討
- ・民間賃貸住宅に関する関係団体との協力促進
- 関係団体と連携した情報提供
- 関係団体へのホームレス問題理解促進
- 保証人確保に関する方策の検討【再掲】

5 保健及び医療の確保

(1) 医療の必要があると思われるホームレスへの適切な医療の確保

(2) 医療機関との連携

(3) 結核検診等の実施

- ・結核検診等の実施
- (4) 結核にり患したホームレスに対する服薬対面指導(DOTS)
- ・結核り患者に対する服薬対面指導(DOTS)の実施

(5) こころのケアについての相談の実施

- ・巡回相談指導事業と連携した面接・訪問の実施

6 生活保護法による保護の実施

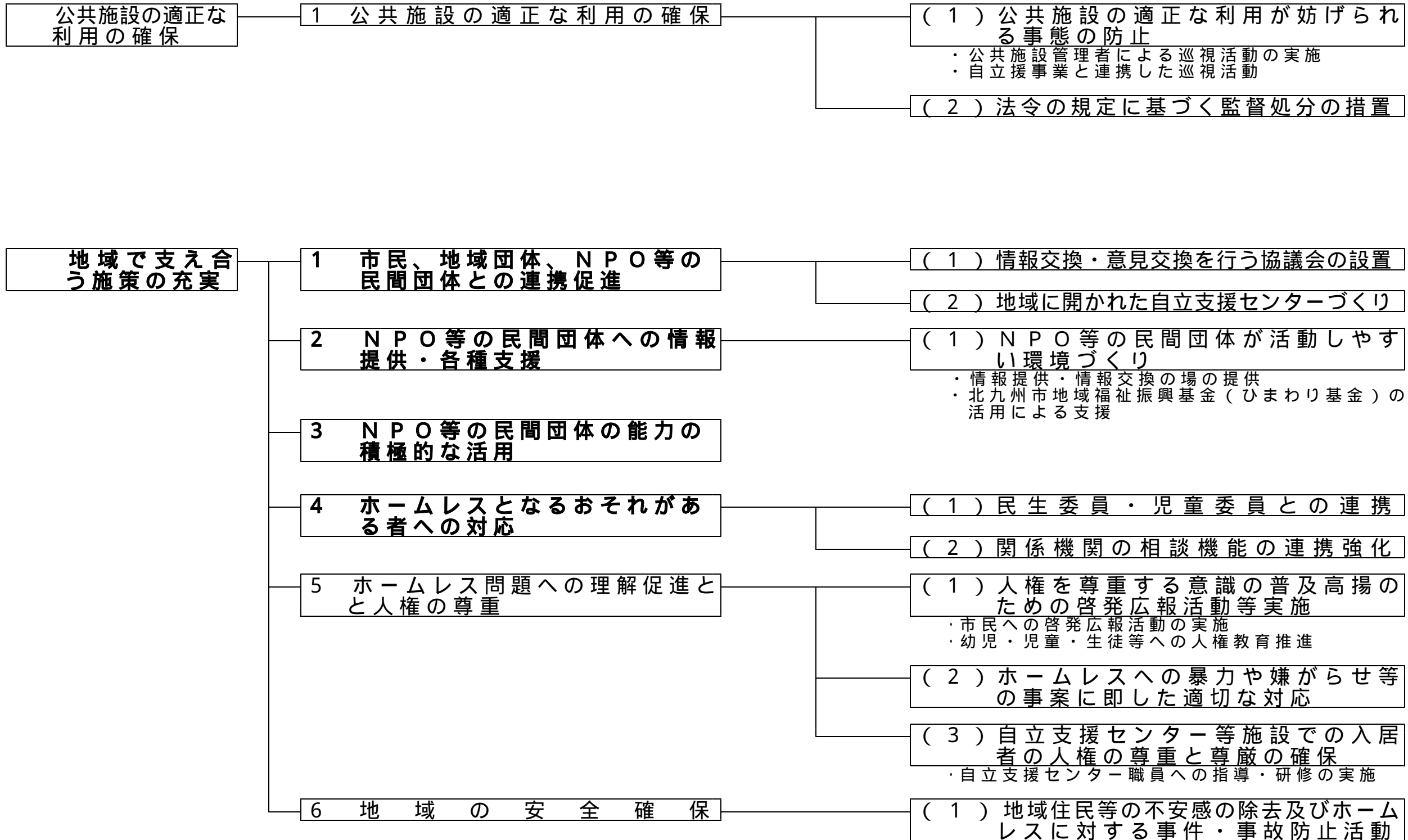
(1) 医療機関に緊急搬送された場合の生活保護の適用

(2) ホームレスの抱える問題・状況を把握し適切な保護を実施

(3) 自立支援センターへの入所検討及び退所者への対応

(4) 居宅生活が困難な者への対応

(5) 居宅生活が可能であると認められる者への対応



第2 各論

自立支援施策の推進

1 総合的な相談・援助体制の構築

ホームレスの問題は、仕事や家族、住居等の問題が複合的に絡み合っていて生じており、ホームレスに至る要因、抱えている問題や生活上の不安などは様々である。これらホームレスの自立を支援するために個別の多様な相談に対応したニーズや抱える問題を把握するとともに、生活相談・指導等を効果的に進める必要がある。このため、保健・福祉等関係機関等の相互連携を強化した相談・援助体制を構築する。

(1) 推進体制の整備と巡回相談の実施

行政、社会福祉協議会、NPO、地域団体等で構成する「ホームレス自立支援推進協議会」を設置するとともに巡回相談指導事業を実施し、ホームレス問題に関する総合的な相談・援助体制を整備する。

ア ホームレス自立支援推進協議会の設置

ホームレスの実情や個々の問題を把握し、ホームレス問題に関する協議・調整を行うために設置する。特に、就労による自立を支援する施設である「自立支援センター」と連携し、効果的な自立支援事業を推進する。

イ 巡回相談指導事業の実施

巡回相談指導員がホームレスの起居する場所等を巡回し、これらの者に直接面接し、生活相談・健康相談等を行うとともに個々のホームレスの実態を把握する。相談の結果により、自立支援センターへの入所案内、帰郷のための援助、各種社会福祉施設への入所案内等必要な助言を行うほか、相談内容に応じて各関係機関との連携を図る。

(2) 巡回相談指導事業と関係機関等との連携促進

巡回相談指導員は、相談内容に応じて関係機関と相互に連携を図るために、相談活動で得た情報を関係機関に提供し共有することで、相談者の自立支援を促進する。

特に、ホームレスは様々な複雑な問題を抱えているため、個々の具体的な問題の解決が図れるよう相談を受けた関係機関等との密接な連携に努める。

ア 地域住民等の協力を得た巡回相談指導事業の実施

ホームレスの起居する場所を中心に実施する巡回相談指導事業において、地域住民等からの情報提供などが重要であり、その実施にあたり地域住民等との連携・協力を得た相談活動に努める。

イ 相談記録の整備と情報の提供

巡回相談指導員は、相談者に対する総合的・継続的な相談・支援が行えるよう相談者の生活状況等を把握した相談記録を整備し、相談内容に応じた関係機関への相談の引継ぎ及び情報の提供に努める。

ウ 関係機関の連携強化

相談を受けた機関は、巡回相談指導員が整備した相談記録の活用を図り、自立支援センターへの入所の検討、社会福祉施設への入所案内、その他福祉施策の活用に関する助言等、具体的な助言・指導を行う。なお、相談内容が多岐にわたる場合は、各関係機関が相互に連携し、個々の具体的な問題の解決が図れるよう努める。

(ア) 生活相談・健康相談・法律人権相談等内容別窓口との連携

(イ) 高齢者・障害者・女性・子ども等対象者別窓口との連携

エ 女性ホームレスへの対応

巡回相談指導員及び関係機関は、女性のホームレスに対して、性差を配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談所等関係機関との十分な連携を図る。

(3) 社会生活への復帰意欲の喚起

ア 巡回相談指導事業等を活用した社会生活への復帰意欲の喚起

野宿生活の長期化等から、一般社会生活への復帰意欲を失った者や一般社会生活から逃避している者に対しては、巡回相談指導事業等を通じて社会との接点を確保し、社会生活に復帰させるように努める。

2 自立支援センター整備による自立支援事業の実施

本市のホームレス対策の中心的施策として、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立の意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するための施設「自立支援センター」を設置し、自立支援事業を実施する。

【自立支援センターの概要】

名 称 (仮称) 自立支援センター北九州
設置箇所 1カ所(小倉北区)
定 員 50人
入所期間 6カ月以内

(1) 自立に向けた基礎的支援の実施

自立支援センター入所者に対し、路上生活から社会生活復帰に向けた基礎的な生活支援を実施する。

ア 宿所及び食事の提供等日常生活に必要なサービスの提供

宿所の提供、食事の提供、入浴、その他日用品の支給など日常生活に必要なサービスを提供する。

イ 健康診断等必要な医療の確保

入所時の健康診断や定期的な医療相談・健康相談を行うほか治療が必要な場合は必要な医療が確保できるよう支援を行う。

(2) 個々の状況に応じた自立支援の実施

ホームレスの生活実態や健康状態、野宿生活までのいきさつ等は個々の状況により異なるため、その状況を踏まえ、自立支援センター入所者個々の自立支援プログラムを策定し、自立に向けたきめ細かな支援等を実施する。

ア 自立支援プログラムの策定

自立支援センター入所時には、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、入所者の生活歴や健康状態等を勘案した自立支援プログラムを策定する。

イ 自立に向けてのきめ細かな支援の実施

社会生活に必要な生活習慣を身につけるため、生活相談指導員によるきめ細かな助言・生活指導等の支援を行う。

(3) 職業相談等就労支援の実施

自立支援プログラムに基づき公共職業安定所との連携のもと職業相談・斡旋等を行うとともに、自立を支援する民間団体等との連携により、自立支援センターにおける求人開拓や職業訓練等に取り組み、ホームレスの就労による自立を促進する。

ア 自立支援プログラムに基づく就労支援の実施

ホームレスへの就労支援にあたっては、自立支援プログラムに基づき、自立支援事業職業相談員及び生活相談指導員の連携のもとに職業相談等を行う。

イ 公共職業安定所との連携

(ア) 自立支援センター自立支援事業職業相談員の派遣

自立支援事業職業相談員の派遣を受け、職業相談、求人情報の収集・提供等を行うなど自立支援センター入所者に対する積極的な就労支援を行う。

(イ) 国のホームレス試行雇用事業の活用

ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るために、短期間試行的に民間企業に雇用してもらうことにより、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげる国のホームレス試行雇用事業の活用を検討する。

(ウ) 国の技能講習事業の活用

ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズに応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であるため、職場で必要とされる技能・資格を習得させ、就労機会の確保を図るとともに雇用の常用化促進を図る国の技能講習事業の活用を検討する。

ウ 求人開拓や職業訓練の実施

自立支援センターにおいて、NPO等の民間団体の協力を得て入所者のニーズや能力に応じた就労を支援するために、施設内での技能講習等の実施及び求人開拓や職業訓練の実施を検討する。

(4) 自立阻害要因を取り除くための支援等の実施

ホームレスは路上生活の長期化等により、日常生活の管理や金銭の管理だけでなく社会的な諸手続き等において、自立を阻害する様々な要因の存在が予想されるため、自立支援センター入所者に対して、これらの要因を取り除き社会生活へ復帰するための支援等を実施するとともに、自立に有効な各種情報の収集・提供に努める。

ア 住民登録等諸手続きの支援

入所者が、就職等自立に必要な住民登録その他各種手続き、届け出等について必要があるときは、自立支援センター生活相談指導員が支援を行う。

イ 住宅情報の提供

低廉な家賃の民間賃貸住宅等に関する情報が得られるよう、民間賃貸住宅の情報を取り扱う関係団体等との連携・協力要請を行い、住宅に関する情報提供に努める。

ウ 保証人確保に関する方策の検討

賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保に関する方策について検討する。

エ 自立に向けた生活用品の確保

ホームレスの自立に向け必要となる衣類等生活用品の確保のため、市民や各種民間団体に対して協力を求める。

(5) 退所者に対するアフターケアの実施

自立支援センターの退所者に対するアフターケアに十分配慮し、各種相談に応じるとともに、必要に応じて生活上の助言・指導を行い、再び路上生活に戻ることをないよう支援を行う。

ア 自立支援センター等の相談機能を活用した支援の実施

自立支援センター等の相談機能を活用し、生活相談指導員・巡回相談指導員による定期的な訪問等により生活状況の確認を行うなど、必要に応じて退所者への継続した支援を実施する。

3 就業機会の確保

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。この就業活動の支援にあたっては、自立支援センターや巡回相談指導事業（以下、「自立支援センター等」という。）の連携が不可欠であり、就業活動に役立つ情報の提供や関係機関との連絡調整機能を充実する。

（１）個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓

ホームレスの就業の機会を確保するためには、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、NPO等の民間団体及び公共職業安定所とも連携を図り、情報収集・提供等に努める。

ア 公共職業安定所との連携促進

公共職業安定所との連携のもと自立支援センター等を活用し、就業による自立の意思のあるホームレスに対して、職業相談、職業紹介、求人情報の収集・提供を行う等積極的な就労支援に努めるとともに、次の事業の活用について検討する。

（ア）国のホームレス試行雇用事業の活用【再掲】

ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るために、短期間試行的に民間企業に雇用してもらうことにより、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげる国のホームレス試行雇用事業の活用を検討する。

（イ）国の技能講習事業の活用【再掲】

ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズに応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であるため、職場で必要とされる技能・資格を習得させ、就労機会の確保を図るとともに雇用の常用化促進を図る国の技能講習事業の活用を検討する。

イ 求人情報等の提供による就労支援の実施

自立支援センター等において、ホームレスの就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓やインターネット等を活用した求人情報の入手に努め、就労を支援する。また、NPO等の民間団体との連携により、それらの情報提供に努める。

(2) 事業主等に対する啓発活動

求人開拓や求人情報の収集等の機会を通じて、事業主等の理解と協力を得るとともに、ホームレスに関する問題の情報提供や啓発活動等の推進に努める。

ア 企業向け人権啓発冊子の活用

企業向け人権啓発冊子の中で、人権問題の一つとしてホームレスの人権について取り上げ、事業主等の理解を深めるための啓発を行う。

4 安定した居住場所の確保

ホームレスの自立支援の施策により就業の機会が確保される等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、居住場所の確保が必要であり、安定した住居への入居支援等を充実する。

(1) 安定した住居への入居支援の充実

ア 市営住宅における入居者資格等の検討

自立支援センター等において就労の機会が確保され、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して安定した住居への入居を支援するため、市営住宅において定められている入居者資格等について検討する。

イ 民間賃貸住宅に関する関係団体との協力促進

(ア) 関係団体と連携した情報提供

低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報が得られるよう、民間賃貸住宅の情報を取り扱う関係団体等との連携・協力要請を行い、自立支援センター等において低家賃賃貸住宅に関する情報提供に努める。

(イ) 関係団体へのホームレス問題理解促進

関係団体の研修会や会報を通じ、「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」等の趣旨について周知を図り、ホームレス問題への理解を促進し、安定した居住場所の確保に協力が得られるよう依頼する。

(ウ) 保証人確保に関する方策の検討【再掲】

賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保に関する方策について検討する。

5 保健及び医療の確保

ホームレスは健康状態が悪化している者が多いため、個々の状況に応じた、保健医療対策が必要である。そのため、巡回相談指導事業及び保健・医療の各関係機関は、ホームレスの衛生状況を改善するため健康状態の把握に努め、疾病の予防、治療等が行えるよう保健・医療の確保に努める。

(1) 医療の必要があると思われるホームレスへの適切な医療の確保

巡回相談指導事業や区役所における各種相談事業等を通じて、援助を必要としているホームレスの発見に努め、医療の必要があると思われるホームレスが適切な医療を受けられるよう関係機関と密接な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

ホームレスに対する医療の確保を図るため、医療機関との連携に努める。

(3) 結核検診等の実施

ホームレスに対する医療対策の一環として、結核検診等を計画的に実施するとともに検診後のフォローに関して検討する。

ア 結核検診等の実施

ホームレスは、年齢を問わず結核を発病しやすい者として疫学的に明らかになっていることや健康に不安を抱えるホームレスの疾病の発見に努めるため、結核検診等を実施する。また、検診後のフォローについては医療機関等との連携について検討する。

(4)結核にり患したホームレスに対する服薬対面指導(DOTS)

結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、訪問等による服薬対面指導(DOTS)を実施する。

ア 結核り患者に対する服薬対面指導(DOTS)の実施

不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、医療機関の協力のもと服薬中断が予想されるホームレスの結核患者を選出し、退院後の訪問等による服薬管理、保健指導等を行うことによって、結核が完治するよう患者支援を行う。

(5)こころのケアについての相談の実施

ホームレスは野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合があるため、こころのケアについての相談を実施する。

ア 巡回相談指導事業と連携した面接・訪問の実施

関係機関は、ホームレスに対し直接面接し、生活相談等を行い個々のホームレスの実態を把握する巡回相談指導事業と連携し、こころのケアについて必要な相談者に関する情報提供を受け、必要に応じて面接・訪問を行う。また、巡回相談指導事業を通じて自立支援センターに入所したホームレスのこころのケアについての相談も実施を検討する。

6 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

(1) 医療機関に緊急搬送された場合の生活保護の適用

病気等により、急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医療機関等との連携を図り、早急に実態を把握した上で、生活保護による適切な保護の実施に努める。

(2) ホームレスの抱える問題・状況を把握し適切な保護を実施

ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けた指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(3) 自立支援センターへの入所検討及び退所者への対応

就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、自立支援センターへの入所を検討する。

また、自立支援センターにおいて、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者については、改めて保護の要否を判断し、必要な保護を行う。

(4) 居宅生活が困難な者への対応

ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(5) 居宅生活が可能であると認められる者への対応

居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

公共施設の適正な利用の確保

1 公共施設の適正な利用の確保

公園その他の公共の施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、関係機関等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、ホームレスの人権に配慮し、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図る。

(1) 公共施設の適正な利用が妨げられる事態の防止

公共の施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行うなど、施設の適正な利用が妨げられる事態を防止する。

ア 公共施設管理者による巡視活動の実施

道路、公園、河川、高速道路高架下、港湾等公共施設の巡視、物件の撤去指導等を行う。(なお、福岡県管理の河川等については、福岡県と本市が連携して対応する。)

【公園等管理指導員の配置】

道路、公園、河川管理者において関係施設の巡視活動等を行う専任の職員を配置する。

イ 自立支援事業と連携した巡視活動

公共施設管理者の巡視活動等においては、巡回相談指導事業をはじめ自立支援事業との連携を図る。

(2) 法令の規定に基づく監督処分等の措置

(1)のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置を行う。(なお、福岡県管理の河川等については、福岡県と本市が連携して対応する。)

地域で支え合う施策の充実

1 市民、地域団体、NPO等の民間団体との連携促進

ホームレスと身近に接することの多い、市民、地域団体、NPO等の民間団体との情報交換や意見交換を行い、地域において理解と協力を得たホームレス対策が推進できるよう努める。

(1) 情報交換・意見交換を行う協議会の設置

市民、地域団体、NPO等の民間団体との情報交換や意見交換の場として、ホームレス自立支援推進協議会を活用する。

(2) 地域に開かれた自立支援センターづくり

自立支援センターを地域に開放することで、人権意識の高揚のための事業やボランティア活動の普及等に当該センターが活用できるよう配慮し、地域に開かれた施設づくりを推進する。

2 NPO等の民間団体への情報提供・各種支援

NPO等の民間団体に対して、ホームレス自立支援実施計画や各種の施策・取り組みについての情報提供、助成制度の利用等各種支援を行う。

(1) NPO等の民間団体が活動しやすい環境づくり

ア 情報提供・情報交換の場の提供

様々な市民活動の活性化・ネットワークづくりを支援している市民活動サポートセンターやボランティアセンターを情報提供・情報交換の場として活用し、NPO・ボランティア等、民間団体が活動しやすい環境づくりを進める。

イ 北九州市地域福祉振興基金(ひまわり基金)の活用による支援

ホームレスへの自立支援を行うNPO等の民間団体の活動の活発化を図るため、北九州市地域福祉振興基金(ひまわり基金)を活用した財政支援を行う。

3 NPO等の民間団体の能力の積極的な活用

ホームレスに対し、本市が行う各種の施策について、社会福祉協議会、NPO等の民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

4 ホームレスとなるおそれがある者への対応

(1) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員に対し、研修を実施することによりホームレス問題への理解を深め、地域における多様な福祉ニーズへの対応及び関係機関との連携促進を図る。

(2) 関係機関の相談機能の連携強化

その他、地域においてホームレスとなるおそれがある者がホームレスとならないよう関係機関の相談機能の連携強化を図る。

5 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重

ホームレス問題の解決のためには、地域社会全体の問題として捉え地域全体で支え合うことが必要である。そのためには、主に地域住民に対してホームレスの実態などの情報を提供し、ホームレスとなるに至った要因や社会的背景等の理解を進め、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に努めなければならない。このため、人権を尊重する意識の普及高揚のために、広く地域住民・市民等に対しての啓発活動や学校教育等において人権教育を推進する。

(1) 人権を尊重する意識の普及高揚のための啓発広報活動等実施

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の普及高揚を図るための啓発広報活動等を実施する。

ア 市民への啓発広報活動の実施

人権啓発冊子等にホームレス問題を掲載し、啓発する。

イ 幼児・児童・生徒等への人権教育推進

学校教育・社会教育において、幼児・児童・生徒の発達段階に即し、全教育活動を通して、やさしさ・思いやりの心を育てる等、ホームレス問題を含めて人権尊重の教育を系統的に進める。

(2) ホームレスへの暴力や嫌がらせ等の事案に即した適切な対応

通報や人権相談等を通じて、ホームレスに対する通行人からの暴力・嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

(3) 自立支援センター等施設での入居者の人権の尊重と尊厳の確保

自立支援センターなどホームレスが入居する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

ア 自立支援センター職員への指導・研修の実施

自立支援センター入所者に対して自立の支援や指導を行う生活相談指導員等関係職員への適切な指導・研修を実施する。

6 地域の安全確保

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、警察との連携のもとに、地域の安全活動等を実施する。

(1) 地域住民等の不安感の除去及びホームレスに対する事件・事故防止活動

地域住民等の不安感の除去及びホームレスに対する事件・事故の防止活動を推進するため、警察との連携強化を図り、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動等を実施する。

第 3 資 料

1 北九州市ホームレス自立支援実施計画(原案)に対する意見募集結果について

(1) 実施計画(原案)への意見募集について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第9条第2項に基づき、ホームレスに関する問題の解決に向けて、本市の取り組み方針及び施策実施のための指針をまとめた「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を策定するにあたり、広く市民から郵便・FAX・電子メール等で意見を募集したものの。

(2) 募集期間

平成16年2月20日(金)～平成16年3月4日(木)までの14日間

(3) 受付件数

合計5件(内訳:男性3件、女性1件、その他1件)

(4) 主な意見等

ア 北九州市ホームレス自立支援実施計画について

計画の目標設定は明確でわかりやすい。

公共の施設の管理のためにホームレス対策を行うのではなく、人間的な計画にして欲しい。

「実施計画に基づく目標人数」を明示し、計画の有効性を常にチェック・評価すべきではないか。

北九州市が今回こういう支援策を出したことを市民として評価し、誇りたい。

北九州市がホームレスの少ない街になれば、きっとその他の面でも、もっと良い街になると思います。頑張ってください。心から応援している。

イ 自立支援センターの運営について

自立支援センターの職員はホームレス支援や福祉施設等の経験の豊かな者を置くべき。

自立支援センター職員には社会保障制度等の知識が必要であり、そのためには研修が必要ではないか。

センターに入所できない人や退所した人などに対する支援を自立支援センターで行うことを模索すべき。

学校行事や地域活動と連携した青少年育成の場にしてはどうか。

入所者6～7名の小グループに分けサポートするグループケアを実施したらどうか。

ウ ホームレスに対する就労支援について

将来的にはホームレスとなるおそれのある者に対する対策として、民間企業にも対策義務を課してはどうか。

ホームレスの職業訓練には、年齢・職務経験等を十分考慮すべき。また、ホームレスを受け入れる企業の要望に基づいた職業訓練を行うべき。

市が実施している就労支援事業を活用すべき。

職業訓練の講師として技能講習を手伝いたい。

ホームレスの人たちの就労意欲を喚起するために「街の美化活動」の作業に取り組めないか。

エ その他の自立支援施策について

ホームレスの多くが抱えている多重債務等の解決の支援については、司法書士等の協力が必要ではないか。

医療などの必要なホームレスへ生活保護の適用などを行って欲しい。行政だけでなく市内で活動している人々の協力を得て、心のこもったホームレス対策の事業を行って欲しい。

公共施設の適正利用の確保のために、監督処分の実施にあたっては市民の理解・合意のもと、市として断固たる姿勢を明確に宣言すべきではないか。

北九州市ホームレス自立支援実施計画

平成16年3月31日

北九州市保健福祉局生活福祉部保護課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093(582)2445

FAX 093(582)2249

e-mail ho-hogo@mail2.city.kitakyushu.jp

